

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)                      (広報課)                      第7条の6 広報課においては、次の事務をつかさどる。                      (1) 大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に関すること。                      (2) 大学のホームページ及びソーシャルメディアに関すること。                      (3) 広報刊行物の編集及び発行に関すること。                      (4) 本学の総合案内に関すること。</p> <p><u>(5) その他広報に関すること。</u>                      (後 略)</p>	<p>(広報課)                      第7条の6 広報課においては、次の事務をつかさどる。                      (1) }                      (2) } (同 左)                      (3) }                      (4) }  <u>(5) 動画発信ウェブサイトに係る企画立案及び連絡調整に関すること。</u>  <u>(6) (同 左)</u></p> <p>附 則 (令和5年9月総長裁定)                      この規程は、令和5年10月1日から施行する。</p>